

令和元年10月1日から

私学助成幼稚園
(兵庫教育大学附属幼稚園含む) 在園児用

幼児教育・保育の無償化がはじまります

満3歳から5歳児(小学校就学前)
までの子どもの保育料・入園料
が月額25,700円まで無償化

(兵庫教育大学附属幼稚園は月額8,700円まで)

◆入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせて25,700円(附属幼稚園は8,700円)まで無償化されます。

◆給食費等はこれまでどおり保護者負担

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
2,600円	6,100円	8,700円(附属)	0円
-	30,000円	25,700円	4,300円

※4月入園の場合、入園料は12か月で割った数とします。

無償化にあたり、手続きが必要です。

⇒詳しい手続きは裏面をご覧ください。

預かり保育について

保育の必要性の認定を受けた3歳児(3歳になった4月1日以降)から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が月額11,300円(※)まで無償化されます。

※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限は450円)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみが無償化の対象です。(月額16,300円が上限)

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合は、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。(月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

⇒詳しい手続きは裏面をご覧ください。

問い合わせ先:加東市教育委員会こども未来部こども教育課(庁舎4階)

TEL:0795-43-0546

通常の教育利用のみの方へ

幼稚園（兵庫教育大学附属幼稚園含む）を利用するすべての子どもは、施設等利用給付認定（新1号認定）が必要となります。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書

通常の教育利用＋預かり保育を利用される方へ

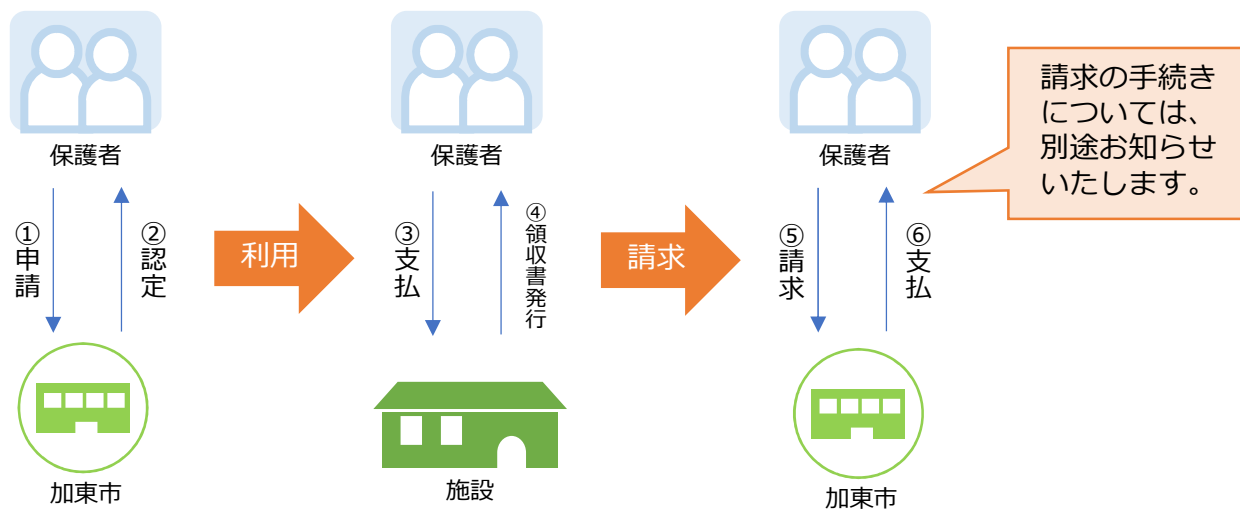
通常の教育利用に加えて預かり保育を利用する子どもは、施設等利用給付認定（新2号認定）が必要となります。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育の必要性を証明する書類（就労証明書、または申立書）

施設利用から支払までの基本的な流れ

- ◆認定を受けた子どもの保育料等はいったん保護者の方で負担していただきます。
- ◆施設からの領収書をもって、市へ請求をしていただきます。



書類の配布・提出について

【配布について】

- ・兵庫教育大学附属幼稚園を利用中の方は、園を通して配布します。
※年度途中に加東市に転入された方は、こども教育課へお越しください。
- ・私学助成幼稚園を利用中の方は、こども教育課までお越しください。
※ホームページからダウンロードしていただけます。

【提出について】

- ・兵庫教育大学附属幼稚園を利用中の方は、必要書類を園に提出してください。
※年度途中に加東市に転入された方は、こども教育課に提出してください。
- ・私学助成幼稚園を利用中の方は、こども教育課に提出してください。